

東京労働局発表
平成21年7月23日

| | |
|--------|------------------|
| 担 当 | 需給調整事業部需給調整事業第二課 |
| | 課長 小山 雅之 |
| | 主任需給調整指導官 吉田 貴則 |
| | 電話 03-3452-1474 |

一般労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

東京労働局長（東明洋）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

1 被処分一般派遣元事業主

名 称 辰星技研株式会社
代表者の職氏名 代表取締役 西原 實
事業所の所在地 東京都港区西新橋二丁目21番2号
許可に関する事項 許可年月日 平成16年5月1日
許可番号 般13-300059

2 処分内容

- (1) 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
(停止命令の内容は下記4のとおり)
- (2) 同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(改善命令の内容は下記5のとおり)

3 処分理由

- (1) 辰星技研株式会社は、平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間、労働者派遣法第24条の2に違反して、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う複数の事業主から、延べ2,948名の労働者派遣の役務の提供を受けるとともに、この派遣労働者につき、法定の除外事由がないのに、職業安定法第44条に違反して、出向契約と称して労働者供給事業を行い、青森県内の就業場所において供給先の指揮命令の下で工場設備の運転・点検等の業務に従事させたこと。
- (2) 辰星技研株式会社は、平成16年9月15日から平成20年5月16日までの間、
 - ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせごとの派遣労働者の数を定めた上で当

該定めた事項を書面に記載しておくことをせず、

- ② 同条第5項に違反して、労働者派遣契約の締結に当たって派遣可能期間の抵触日の通知を行うことなく、
- ③ 同法第40条の2第1項に違反して、派遣可能期間の抵触日以降も継続して、
- ④ 同法第41条に違反して、派遣先責任者を設置せず、
- ⑤ 同法第42条に違反して、派遣先管理台帳を作成せず、

複数の派遣元事業主から派遣労働者延べ13,817名の労働者派遣の役務の提供を受けるとともに、これらの派遣労働者につき、職業安定法第44条に違反して、法定の除外事由がないのに、出向契約と称して労働者供給事業を行い、青森県内の就業場所において供給先の指揮命令の下で工場設備の運転・点検等の業務に従事させたこと。

- (3) 辰星技研株式会社は、平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間、複数の労働者供給事業を行う者から労働者延べ8,372名の供給を受けるとともに、これら供給された労働者につき、法定の除外事由がないのに、職業安定法第44条に違反して、出向契約と称して労働者供給事業を行い、青森県内の就業場所において供給先の指揮命令の下で工場設備の運転・点検等の業務に従事させたこと。

- (4) 辰星技研株式会社は、平成15年4月1日から平成20年5月20日までの間、法定の除外事由がないのに、職業安定法第44条に違反して、出向契約と称して自ら雇用する労働者延べ2,956名を青森県内の就業場所において供給先の指揮命令の下で工場設備の運転・点検等の業務に従事させたこと。

4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成21年7月25日から同年8月24日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

5 労働者派遣事業改善命令の内容

- (1) 辰星技研株式会社が、平成21年6月1日から平成21年7月22日までに行った若しくは役務の提供を受けた全ての労働者派遣、同期間中に行った若しくは発注した全ての業務請負、又は在籍出向と称する労働者送出し若しくは労働者受入れについて、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の条項等について、重点的に点検すること。

- ① 職業安定法第44条に違反する労働者供給事業
- ② 労働者派遣法第24条の2
- ③ 労働者派遣法第26条第1項及び第5項
- ④ 労働者派遣法第40条の2第1項
- ⑤ 労働者派遣法第41条
- ⑥ 労働者派遣法第42条

- (2) 上記（処分理由）の各事項に係る労働者派遣法等違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。加えて、労働

者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、遵法体制の整備を図ること。

